

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 設<br>計 |  | 校<br>合 |  |
|--------|--|--------|--|

令和 8 年度 委託

仕様書  
設計書

- 1 件 名
- 学校給食センター厨房設備保守管理業務委託
- 2 施行場所
- 川越市大字菅間 1 8 番地 9 川越市立菅間学校給食センター ほか 1 箇所
- 3 積算原価
- (月額) 円
- 4 予定支出額
- (月額) 円

5 委託概要、理由

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 委託概要 | 厨房機械器具及び冷凍冷蔵機械器具保守点検業務一式                         |
| 委託理由 | 厨房機械器具及び冷凍冷蔵機械器具の機能を完全に維持し、常に最良の状態での安全使用を確保するため。 |

委託費内訳書

| 費目    | 工種           | 数量 | 単位 | 単価     | 金額 | 適用          |
|-------|--------------|----|----|--------|----|-------------|
| 直接人件費 |              |    |    |        |    |             |
|       | 厨房設備器具保守点検   | 1  | 式  |        |    |             |
|       | 冷凍冷蔵機械器具保守点検 | 1  | 式  |        |    |             |
|       | 報告書等作成       | 1  | 式  |        |    |             |
|       |              |    |    |        |    |             |
| 一般管理費 |              | 1  | 式  |        |    | 直接業務費の10%未満 |
|       |              |    |    |        |    |             |
|       |              |    |    |        |    |             |
|       |              |    |    |        |    |             |
| 積算原価  |              |    |    |        |    |             |
| 消費税等  |              |    |    |        |    | 積算原価×10%    |
| 委託料   |              |    |    |        |    |             |
|       |              |    |    | 月額（税抜） |    |             |
|       |              |    |    | 月額（税込） |    |             |
|       |              |    |    |        |    |             |

## 学校給食センター厨房設備保守管理業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）川越市立学校給食センターの厨房設備保守管理にあたり、委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

### 2 委託期間

令和8年9月1日 ～ 令和9年8月31日（1年・12箇月）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 3 委託場所

委託場所は下記施設とする。

- (1) 菅間学校給食センター 川越市大字菅間18番地9
- (2) 今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

### 4 業務実施期間及び保守点検等実施回数

当該業務の実施機関等は、下記のとおりとする。

#### (1) 業務実施期間

令和8年9月1日～令和9年8月31日

#### (2) 定期保守点検実施回数

|          |       |
|----------|-------|
| 厨房機械器具   | 各施設4回 |
| 冷凍冷蔵機械器具 | 各施設4回 |

### 5 法律・規則の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うと共に、関連法規関係法令、諸規定、通達等を遵守すること。

### 6 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行うこと。

### 7 業務概要

厨房機械器具及び冷凍冷蔵機械器具（別紙「主な機器一覧」及びその他給食関係機器一式）の保守点検等を行い、設備の機能保全を図ることを目的とする。

## 8 作業内容及び範囲

点検項目は、下記事項のほか設備に必要な点検整備を行う。

### ア 【厨房機械器具類】

#### (ア) 電気関係点検調整項目

- ・ 絶縁抵抗検査
- ・ 電気部品器具及び電気機械器具点検調整
- ・ 配線関係点検

#### (イ) ガス関係点検調整項目

- ・ ガス漏れ検査
- ・ ガス圧検査
- ・ バーナー調整
- ・ バルブ、コック点検調整

#### (ウ) 蒸気関係点検調整項目

- ・ 蒸気漏れ点検調整
- ・ 配管バルブ、継手類点検調整(機械器具に接続した部分から機器内まで。主管は除く)

#### (エ) コンベアー

- ・ コンベアー張込点検調整、注油

### イ 【冷凍冷蔵機械器具】

#### (ア) 水冷冷凍機点検項目

- |        |       |              |        |
|--------|-------|--------------|--------|
| ・ 圧縮機  | ・ 凝縮機 | ・ フィルター (清掃) | ・ 保安装置 |
| ・ 電気回路 | ・ 送風機 | ・ 冷媒         | ・ 運転音  |

#### (イ) クーリングタワー

- |       |        |        |      |          |
|-------|--------|--------|------|----------|
| ・ ファン | ・ モーター | ・ 散水状態 | ・ 水槽 | ・ ストレーナー |
|-------|--------|--------|------|----------|

#### (ウ) 冷却水ポンプ

- |       |            |          |
|-------|------------|----------|
| ・ 軸受  | ・ メカニカルシール | ・ 電気回路   |
| ・ 芯出し | ・ グランドパッキン | ・ カップリング |

## 9 服装

業務に従事する者は、調理室への入室の際、支障のないよう衛生的な衣服・履物を持参すること。

## 10 報告書の提出

受注者は、業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託6）を提出すること。また、修繕や交換が別途必要な不具合箇所については、必要な対応策等を示した不具合箇所一覧表を学校給食センターごとに作成し、併せて提出すること。

## 11 負担区分

設備の破損若しくは、老朽化による機器更新または部品交換等を要する場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の負担とする。

## 12 提出書類

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他（打ち合わせ記録等で発注者が必要と認めたもの）

## 13 支払い

支払いは、4回払いとし、支払い時期は下記のとおりとする。

- (1) 令和9年1月（9月～12月分） 4箇月分
- (2) 令和9年4月（1月～3月分） 3箇月分
- (3) 令和9年7月（4月～6月分） 3箇月分
- (4) 令和9年9月（7月～8月分） 2箇月分

## 14 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、かつ、月額を記載すること。

## 15 その他

- (1) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。
- (2) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

# 不具合箇所一覧表

作成日 令和 年 月 日

委託名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

受注者 \_\_\_\_\_  
印 \_\_\_\_\_  
(担当者名 : \_\_\_\_\_ )

対象センター \_\_\_\_\_

| No | 判明日 | 不具合箇所 | 不具合内容 | 対応策等 | 緊急度 |
|----|-----|-------|-------|------|-----|
| 1  |     |       |       |      |     |
| 2  |     |       |       |      |     |
| 3  |     |       |       |      |     |
| 4  |     |       |       |      |     |
| 5  |     |       |       |      |     |
| 6  |     |       |       |      |     |
| 7  |     |       |       |      |     |
| 8  |     |       |       |      |     |
| 9  |     |       |       |      |     |
| 10 |     |       |       |      |     |
| 11 |     |       |       |      |     |
| 12 |     |       |       |      |     |
| 13 |     |       |       |      |     |
| 14 |     |       |       |      |     |
| 15 |     |       |       |      |     |

※必要に応じて、別途、写真や見積りを添付してください。